

寒中お見舞い申し上げます。
本年もよろしく願い申し上げます。

昨年は、20年以上も前にご依頼いただいた方々のご相談やご報告を受けることが何回かありました。負けてはならないのに敗訴してしまった事件も含め、役に立つことができなかつたとか、本当にこんな解決でよかったのだろうかという思いを抱いた事件ほど忘れないものです。ご報告いただいた方、本当にありがとうございました。

毎年、チャレンジしようとエントリーする「高橋尚子杯ぎふ清流マラソン（ハーフ）」ですが、何と受付開始の翌日には締め切りという異例の事態。今年はエントリーすらできませんでした。30年来のジョギング愛好者として、最近のランニングブームを素直に喜ぶべきなのでしょう。

2015年1月 守山法律事務所
岩 月 浩 二

駆け出し新人弁護士時代

4月で弁護士生活33年目に入る僕が、最初に入った事務所は所属弁護士が10人規模の事務所だった。新人弁護士も初日から一人で相談を受け、方針を立て、遂行することが求められた。何も教えられないことなく、初心者いきなり泳げというような荒っぽいやり方に、僕は、生涯一度だけ不安と緊張ストレスで痩せるという体験をした。

一緒に事務所に入った新人弁護士が放任し過ぎだと声を挙げ、僕も同調したが、先輩たちは「何を甘えたことを言っている」という表情だった。

学生運動は下火になり、スト権ストに敗れた労働運動は退潮期に入っていたとはいえ労組の組織率は5割近く、時代には熱気が残っていた。

民間企業でストライキが起きれば、暴力団が介入したり、規制もなかったサラ金の厳しい取立にあった被害者の夜逃げが相次ぐ、今から見れば何とも荒っぽい時代だった。

新人いきなり弁護団

事務局長をさせる無茶

1年目の新人弁護士である僕がいきなり民商弾圧事件弁

護団の事務局長にさせられた。刑事弾圧事件というのは些細なことを針小棒大にでっち上げ、警察が気に入らない組織を警察総力を挙げて刑事事件にして、組織の弱体化を狙う事件のことだ。

狙われた団体は、別に違法なことをする組織ではなく、零細企業の利益を守り、政府に政策変更を求める団体に過ぎない。政府の政策に反する組織を排除しようとするのが警察側の狙いだった。

僕が事務局長をさせられた事件は、事務所が一丸となって弾圧に対抗した事件だった。

そんな大事件で新人弁護士に責任をとらせようという、これが、どうも先輩たちが考えた新人弁護士教育であつたらしい。

新人を上らせておいて

ハンゴを外すボス

2年目には、大型原野商法の消費者被害弁護団の事務局長を自ら志願した(被害者は300名以上、裁判延べ件数は100件を超えた)。これは事務所のボス弁が、一件の相談者の被害を立証するためには同種の被害者の証言を集める必

要があると考え、被害者に呼びかけた事件だった。この事件では、ボス弁が、他の事務所の経験1年から5年ほどの弁護士に声をかけ、弁護団を作った末、関与しなくなった。

詐欺商法という考え方も十分には確立していない時代の消費者被害事件は難事件だった。僕より先輩とはいえ、今から見れば若手以外の何ものでもない弁護士集団は、いくつもの到達点を達成した。

新人も弁護士バッジを付けた以上、一人前の弁護士と扱われる。こんな荒い体育会のような新人弁護士の扱いが許される時代だった。

裁判の“不自由”

振り返れば、今のように裁判例の先例拘束性が強い時代ではなかった。未開拓の分野もまだ多かった。自分の頭で考え、手探りすることが許された時代だった。キャリアのない若手でも、対等な立場で弁護団に参加し、責任ある立場を任されることも多かった。

30年もすれば、裁判例も蓄積し未開拓分野も減少する。多数の最高裁判例が積み重ねられ、未開拓分野は著しく減

少している。最高裁の判決や、多数積み重ねられた裁判例が、恰も法律そのものであるかのように通用する時代が訪れた。選択の余地や思考の余地を先例の山が奪っている。自

由の時代の残り香をかいたことのある僕には、疑問を抱き考えることより、先例やマニュアルを知っているかどうかが問われる時代は、明らかに息苦しい。

法律事務所も宣伝のために

インターネットで、裁判例や裁判実務の紹介を続ける。まるで弁護士も含めて、最高裁を頂点とする官僚制ができあがったかのような光景が広がる。

日照裁判を通して

時代は、転換点にあったのだろう。労働組合運動の顕著な退潮とともに、問題は多様化し、拡散していった。弾圧事件やストライキも減り、事務所が一丸となって取り組まなければならないような事件もなくなっていった。

大きな時代のくくりで言えば、やがて冷戦崩壊を迎えようとする時代であった。

組織攻撃に対応するための一致団結した行動が特徴だった事務所も、そうした時代を映し出した。僕が事務所に入った頃から、次々と兄弁が独立して各地に事務所を作ることが続き、弁護士7年目の1988年に僕も兄弁とともに昭和区に独立した。

民主主義の学校日照運動

そんな頃、僕がおもしろみを感じたのは、保育園を中心とした日照運動だった。問題になる事例は、裁判所で違法とされるようなレベルの日影ではなかった。しかし、子どもたちが育つ場である保育園が日照に恵まれた環境であってほしいと思う親の願いに後押しされた運動はひたむきで美しく、人々の共感を誘った。

また、住民が暗黙の了解で調和を保ってきた街並みとはおおよそ場違いな高層マンションが建てられることに対して住環境を守ろうとする住民の運動も、裁判所が救済できるレベルではないまでも、要求には正当性があった。

親たちや住民が正当な要求のもとで結束して、ひたむきに活動する姿に共感した僕は、現場に飛び込んだ。保育園の保護者や住民の運動が企業を動かして、保育園や地域の環境に対して十分とは言えないにしても何らかの成果を挙げる事例が続いた。

企業にも地域で横暴な振る舞いをするもののマイナスの影響を考え、住民運動との妥協点を探る姿勢があった。

厳しいとはいえ日照事件の裁判は、この頃は、たとえ建築基準法に適合していても、深刻な日影被害を及ぼす建物に対しては、被害を放置できないとする考え方をしていた。日影被害を緩和する決定や和解を度々もたらしていた。1970年代に頂点に達した公害事件で被害救済に工夫をこらす裁判実務の影響が残っていた。

劣化する裁判事情

しかし、90年代後半には、裁判所が建築差止を認めることがほとんどなくなっていった。建築基準法に適合した建物は、原則として、違法ではないとするようになった。当然ながら、大規模な日影被害が問題になるようなマンションが、建築基準法自体に違反するようなことはあり得ない。したがって、よほど特殊な事例(意図的な脱法建築)でない限り建築差止は認められなくなった。

それを映すように企業の姿勢も頑ななものに変化していっ

た。数年前には、保育園の日照を守る運動が大きな広がりを見せても、計画変更が得られなくなった。長く住民運動に関わってきた僕は、企業に対するどうしようもない憤りとともに、無力感を感じるようになった。

企業は、社会的影響より利益追求を最優先させる、頑なな姿勢をとるようになった。

この変化は、地域の環境を住民の運動が守るといふ、身近な民主主義の後退を痛感させるものだった。

今や、裁判所では、日照権は死語になりつつある。

日照権とグローバリズム

そうした現象を僕や僕と一緒に住民運動に走り回っていた、僕が尊敬する建築士は裁判所の保守化と感じていた。

しかし、問題は裁判所の保守化に止まるものではなかった。

何が起きているのか、はっきりわかるようになったのは、TPPが問題になってからだった。僕が他の弁護士よりTPPに敏感であったのは、地べたをはいずり回るような住民運動の経験があるからだったかもしれない。

TPPは一言で言えば、一握りのグローバル企業が、この世界を、できるだけ自分たちが利益を得やすい環境に変えてしまおうとする、グローバリズムと呼ばれる戦略に基づくルール作りに他ならなかった。

グローバリズムとの言葉には特殊な意味がある。インターナショナルというのは国際関係という意味だから、主権国家の存在を前提としている。ワールドイズムと呼ばれる訳でもない。ワールド(世界)であれば、世界の多様性は暗黙の前提

にされている。ところがグローバリズムはそのまま翻訳すれば、「地球主義」になる。あたかも宇宙から眺めるように、世界を「地球」ととらえる超越的な視点からは、世界の多様性は消え去ってしまう。世界のそれぞれの地域の固有の文化や社

会性、それに基づく多様性を取り払って、全世界を、グローバル企業にとって利益を上げることができるように一挙に作り替える、そんな含意をこの言葉は持っている(佐伯啓思「アダム・スミスの誤算」参照)。

米国の年次改革要望書からTPPへ

TPPに先立って、米国は、毎年日本に対して、国内制度全般に対する規制緩和を要求し続けてきた。米国の年次改革要求は、会社法を米国流のものに作り替えた。米国の中でも最も会社に対する規制の緩いデラウェア州法をなぞったと言われる会社法に変え、より投資家に都合のよい方向へと会社を変えていった。

「会社」は、国や地域に根ざした社会的実体を奪われ、たえず投資家の視線に晒され、どれほど投資家の利益に奉仕するかを問われるだけの投資対象に変えられていった。

日照運動で直面する企業も、こうした投資家の投資対象でしかない会社に変化していったのである。

社会的実体を捨てる企業

かつて日本の企業は、社会的な存在であった。従業員にとっては生活の場でもあった。企業が新人従業員を育てるのは当たり前だったし、福利厚生を会社が負担するのも当然だった。一方で労働運動とは容赦なく対立しながらも、その頃の企業は一般社会との関係には配慮し、積極的に貢献しないまでも不名誉な事態は避けようとして社会の意識との調和を図ろうとしていた。

労働者派遣法の対象職種が大幅に拡大された2000年の前後、派遣社員の給料は材料費に分類されると聞かされて信じられない思いだった。今は、外注加工費に分類するのが通例のようだ。過大に税金を払うことになるから、間違っても派遣社員の給料は人件費に分類してはいけないと税理士は強調する。企業にとって非正規の労働者は「モノ」なのだ。

企業は即戦力を期待し、従業員を育てることはコストでしかなくなった。企業は育成コストを外部化し、大学院や専門学校に転嫁される。負担は、結局、学生に及ぶ。大学や専門学校が利権を広げ、学費ローン会社が利益を上げる。

生産を支える基盤である労働力は商品化してはならない(佐伯啓思「経済学の犯罪」参照)にも

かかわらず事態は深刻化している。

かつての日本社会の姿は見る影もなくなりつつある。

グローバリズムはカルト宗教

TPPを初めとするグローバリズムを支えるのは、企業が自由に競争し、私益を追及することこそが全世界の国民の幸福を最大化し、社会全体の利益になるとする教義である。この教義にしたがえば、企業は株主の利益を最大化することこそが使命になる。コンプライアンスとか企業の社会的責任(CSR)と言われるものも、株主の利益を最大化すべしとのルールに適合する限りの話だ。自分が儲けることこそが世界の幸福につながるというのだから、利己心丸出しのカルト宗教だ。

住民の声が無効化され、地域の民主主義が後退させられる背景には、あまりにも大きな力が働いていたのだ。

今や、裁判所では日影被害が深刻なものであっても、建築基準法にさえ適合していれば、被害者の訴えは簡単に退けられる。

投資の予測可能性を担保するために米国が求め続けてきたのは規制の透明性である。建築基準法に適合しているのに、裁判所が具体的な日影被害を踏まえて建築を差し止めることは規制の透明性を害する。裁判のこの間の変化には、規制に関するこうした考え方が反映されたと思えてならない。具体的な被害の救済より企業にとっての計算可能性が尊重される時代になってしまっているのだ。

裁判迅速化がもたらす影

米国の改革要求は、裁判実務全体にも大きな影響を与えた。米国が求めたのは裁判の迅速化だった。民事事件では、以前は、裁判官が3人の合議によって慎重に判断する事件(合議事件)が相当数あった。担当する裁判官が、慎重に判断するべきだと考える事件を合議に回すことが普

通にあった。しかし、合議事件では、裁判が遅滞するとされたのだろう。今では民事事件で合議に回される事件はほとんど存在しない。

経験の伝承を通じての裁判官教育の機能も低下しているに違いない。

リーガルマインドと呼ばれた、実務家の法的な精神は、かつては、法律の形式的な適用と、具体的な事案解決の公平さの調和を図る精神のことを言った。形式的な法律適用がもたらす不正を是正して、目の前にある事案に応じて公正な解決を図るために論理を編み出すことが裁判所の重要な役割であると考えられてきた。

しかし、迅速を重んじる実務の中では形式的な法律適用が優先されることになる。最高裁の判例に、無条件に従う裁判官の姿勢は、かつては批判の対象であったが、現在では、最高裁の判例は絶対的な存在になってしまった。今やエリート裁判官が集中的に配属される東京地裁の判例でさえ、先例拘束性があるかのように扱われている。

裁判所の使命が明らかに崩されてきている。

その根本にはグローバリズムがあり、企業の予測可能な利益を尊重せよとの要求があると僕は感じる。

米国発富裕層優遇のアベノミクス

米国は世界最大の格差社会だ。米国発のグローバル資本主義は、世界中に格差をばらまいている。昨年、消費増税が法人税減税の財源になっているとしか見えない奇妙な事態が起きた。気づけば、消費税導入以来の消費税収と法人税減税がほぼ同じ二百数十兆円で釣り合っているという。この20年以上、庶民からの税収を大企業の減税に充ててきたのが消費税の実態だった。

産業の競争力を付けて経済成長を果たすためには、富裕層を優遇するのはやむを得ないと

する政策が引き続き行われている。富裕層優遇制度は格差を固定化し益々拡大していくだろう。

OECD報告書「格差は成長を阻害する」

昨年12月9日、OECD(先進国クラブのようなもの)が重要な報告書を発表した。

OECDは、過去20年に及ぶ実証データに基づいて、格差が経済成長を押し下げていることを明らかにした。社会の1%を富ませる政策は国家の経済全体を縮小させることを示したのだ。OECDは、貧困層だけではなく、社会の下位40%に対する所得の再配分と、医療、教育等の公共サービスの提供を保障することを提言した。それが結局は、社会全体の豊かさにつながるというのだ。とくに教育予算を割いて、低所得者にも教育の平等を実現することが長期的に社会全体の豊かさにつながるとしている。

OECDの提言は、しごく当たり前のことだ。

しかし、20年から30年にも及ぶ新自由主義と呼ばれる政策の誤りをOECDが認めたことの意味は大きい。米国や日本だけではなくほとんどの先進国が採用している新自由主義が簡単に改められる訳もないが、少なくともその手がかりをOECDが与えた。

驚くべきことに、日本のマスコミでは、富裕層優遇のアベノミクスに不都合だということのようで、OECD報告は、全く報じられなかった。

しかし、海外では大きく報道される、画期的な報告だった。

アベノミクス第3の矢は、政府が岩盤規制と呼ぶ、医療や教育、そして労働や農業の規制を撤廃しようとしている。規制撤廃は生命に関係する基本的な分野を市場化して不安定化させ、不平等をいっそう拡大する。

この数年、グローバリズムとの闘いは正念場が続くに違いない。

ご相談、ご紹介はお気軽に

- 今年実施される相続税制「改正」も、まさにアベノミクス。これまで相続税には縁の薄かった一般庶民には課税し、富裕層には大幅な節税対策を与え、信託銀行丸儲けという構造ですが、庶民も相続税について一応の見直しを持つ必要が出てきてしまいました。
- 1月25日には、6年間、事務所を支えてくれた岩谷さんが退職されます。当事務所は、優秀な事務員を輩出する事務所として知られます。薄給に耐えて、事務所を支えてくださった岩谷さんに感謝します。そんなこんなで、しばらくご不便をおかけすることもあろうかと存じますが、ご海容ください。(実は、事務員のいない状態は、すでに10年ほど前に経験済みです。)皆さまの身近な事務所として、今後とも誠意をもって当たらせていただきます。お気軽にご相談いただき、またお知り合いをご紹介いただけますと幸いです。